

東京都渋谷区にある3書店は万引防止に向け「渋谷書店万引対策共同プロジェクト」を7月30日から開始することを発表した。6月30日、千代田区神田駿河台の書店会館で関係者が出席し、概要を発表した。

今回、参加する渋谷区の3書店は京王書籍販売(株)啓文堂渋谷店、大盛堂商事(株)書店部大盛堂書店、(株)丸善ジュンク堂書店MARUJUN&ジュンク堂書店渋谷店。

プロジェクトは、書店内において発生する万引き、盗撮、器物損壊、暴行・傷害、公然わいせつに当たる犯罪事犯に適切に対処するために、相互に関連情報を提供しあい、これらの犯罪事犯による書店の被害を減少させるとともに、お客に安心・安全な店舗環境を提

渋谷書店万引対策共同プロジェクト 3書店が相互に情報提供 事務局は万防機構関係者で構成



記者会見に出席の前列右から野村取締役、小幡相談役、船坂社長、竹花理事長、阿部事務局長ら関係者

者に関する顔画像を含む被害・対象者情報を相互に提供して参加店間における共同利用データを構築する。

顔認証システムに接続されたカメラが来店した対象者の顔画像と共同利用データに保存されている顔画像を照合して、対象者である可能性がある者が来店したことを店舗内の実務担当者知らせ、これを実務担当者が対象者であると確認した上で、実務担当者が対象者に対する声かけ、その他の警戒を行うこと

によって、対象事犯の発生を防止しようというもの。ただ、万引きをしようにしているか明確でない場合、犯人

扱いしたと受け止められるような対応がないよう配慮が必要。

また、共同利用データの消去等適切な保管プロセスでは、共同利用データの消去や保管に関する取り決めを定めている。プロジェクト事務局の助言を受けて、参加店が迅速な対応を取ること及び誤登録の際に迅速な消去を行うための手続きが規定される。

共同利用する個人データについては、参加店舗が保有する万引等の犯罪事犯に関する被害及びそれら事犯を取引した対象者に関する情報(実行日時、被害状況、対象者の特徴、関連する防犯カメラ画像、及び顔認識別データ)。対象者の氏名は、保有する場合は対象事案発生店舗と事務局のみが保有し、他の参加店舗とは共有しない。

記者発表会では、はじめに大盛堂商事(株)の船坂良雄社長(日本書店商業組合連合会前会長)が「万引機構の総会に出席し、竹花理事長に万引問題で困っていることを話したのが今回の渋谷プロジェクトの発端。時間が経ったがこの日を迎えるのに、私も書店だけに力では成し得なかった。渋谷プロジェクトは3書店が共同で顔認証システムにより万引犯をお互いの店で共通し合うという大きなテーマがある」とし、「いかに万引を未然に防ぐことが書店の大きなテーマ。未然に防ぐことで経営状況が良くなり、その地区で永続的に書店を形成できる」と今回のプロジェクトの意義を述べた。

長が同プロジェクトの概要を述べ、続いて全国万引犯罪防止機構の竹花理事長がプロジェクトの背景と個人情報への配慮について述べた。

竹花理事長は「このプロジェクトに着手しようと思ったのは3つある。ひとつは、万引に悩ま苦しみ怒っている書店の皆さんが新しい万引対策を熱望していた。他の業界とは比較にならないほど切実であった。二つ目は顔認証機能、万引き対策に使えるかもしれない。三つ目は、2017年3月、私もアメリカから専門家を招いてアメリカの万引対策と日本の万引対策を検討した。そ

の中で、印象付けたのは、商売は競争するが、万引き対策は協力するということ。アメリカの大手ドラッグストアの方針が確立して、もう10年になる。日本においても、事業者の枠を超えた万引対策にとりかかれないうかがなかつた」とし、個人情報について詳細な規定を設けていることを強調するとともに、犯罪事犯等を含め1年以上にわたりガイドラインを検討してきたことを明らかにした。

また、プロジェクト構築に当たっては、グロリー(株)、WEB110の協力、貢献があったことが紹介された。

参加店を代表して京王書籍販売の小幡道宏相談役は「万引防止には苦慮していた」とし営業利益率に大きな影響を及ぼしていたこと

をあげ、同社でも独自の対策をしていたが今回のプロジェクトにより「共同利用できること」によって、一段進んだ万引対策ができれば非常に期待している」と述べた。

丸善ジュンク堂書店の野村青弘取締役は「プロジェクトに参加できうれしく思う。このプロジェクトが万防機構さんの多大な尽力により3社共同で万引対策を行うことが非常に大きな意味を持っていると思う。単に万引を捕まえるというのではなく、それをどう抑止していくか、どう安全に対処していくかというところも書店にとってはお客様の安全、従業員の安全を考えていく上では重要」等と述べ、今回のプロジェクトへの期待を述べた。

このあとは質疑応答に移った。

供することを目的としている。また、重要なことに「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)第23条・第5項第3号に規定する「共同利用」に基づいて「プロジェクトを運用していく。事務局は、プロジェクト

クト参加の3書店及び全国万引犯罪防止機構(竹花理事長)の関係者で構成し、渋谷プロジェクトの適切な運用を行う。

渋谷プロジェクトの仕組みは、個人情報の保護やプライバシー保護に資するための様々な

な配慮をしている。仕組みは、①共同利用データ構築プロセス、②共同利用データ利用プロセス、③共同利用データの消去等適切な保管プロセス、で構成。プロジェクト開始後に万引き等の犯罪事犯を行ったことが確実な

プロジェクト開始後

プロジェクト開始後

プロジェクト開始後

プロジェクト開始後

プロジェクト開始後